

Masaki Iwamatsu



大家や大先生に
本人確認できるか

サラリーマンが、二月あるいは一月の給与明細とともに会社から受け取る「給与所得の源泉徴収票」。そこには、給料がいくら支払われた、所得税がいくら源泉徴収されたかが記されている。じつはこれ、「法定調書」と呼ばれているものの一つ。

副業で事業経営をする場合、人を雇えば同様に源泉徴収票を作成し、税務署にも提出することになるが、「それ以外にも翌年一月末までに提出しなければならぬ法定調書がある」と岩松正記税理士は説明する。

「支払調書」と呼ばれているもので、サラリーマンと呼ばれても薄いかも知れません。たとえば個人で賃貸オフィスを経営している大家さんに年合計一五万円以上支払っている場合には、不動産の使用料等の支払調書」を税務署に提出する必要があります。外交員、集金人、ホステスなどの報酬については、同一人に対し年五〇万円を超えると、また弁護士

罰を恐れるより自己防衛に活用するのが吉

と、また弁護士

と、また弁護士

支払う相手からのマイナンバー取得は待たなし!

●支払調書の記入例
(国税庁配布パンフレットをもとに作成)

2016年1月～

支払いを受ける者から個人番号または法人番号を取得、適切に管理する。



2017年1月

支払調書を作成、提出。

支払調書の提出までの流れ

や税理士に対する報酬、原稿料や資料、講演料などについては年五万円を超えると「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」の提出義務が発生します。

これが面倒だからと、なかには「支払調書なんて税務署に対する単なる報告に過ぎない。会計上の処理はきちんとやって、税金を納めているの

だから提出しなくても文句はないだろう」などと聞き直る人もいるらしい。でも、侮らないほうがいい。

「一年以下の懲役、または五〇万円以下の罰金」が科される可能性があります。もっとも、実際に罰がくだされたという話は、私の周囲では耳にしたことがありません。というのも、支払調書を提出したほうがメリットが大きいからです」

手間をかけても享受したいメリットとは何か。

「確実にこれだけの金額を支払った」という経費の証拠になることです。たとえば「支払いを受ける者」が税金を安くすませようとする場合、金額より少なからず申告しようとする。その

うなる「支払者」が経費を過剰に申告したのではないかと疑われかねません。支払調書は「支払いを受ける者」に対する発行義務はありますが、税務署だけでなく「支払いを受ける者」にも渡しておいたほうが、

「自己防衛手段」となるのです」

しかし今、支払調書の作成・提出に関し、さらなる大きな面倒が立ち始めた。マイナンバーだ。「支

4 副業経営で「支払調書」を出さないと、どんな懲罰あるか

払者」と「支払いを受ける者」の双方のマイナンバーを記載することになるので、先に挙げた証拠能力はグントップする。その点は歓迎できるのだが、はたして、大家や弁護士、作家の大先生に対してマイナンバーを教えてもらい、身元確認をするなどというところが現実にはできるか。人知れず夜の仕事や副業をしたい人々が、すんずけと教えてくれるか。なんとか教えてもらえたとはいっても、適切に管理できるか。不安は尽きない。

支払調書の場合、二〇一七年一月提出分からマイナンバーを記載しなければならぬ。つまり一六年一月の支払い分からマイナンバーを取得し始める必要があるだろう。まさに「待たなし」の状況にも見える。

「慌てる必要はありません。今はまだ、マイナンバーの運用方法が煩雑に変更され、法整備も追いついていません。しばらくは周囲の状況を冷静に観察する余裕を持ったほうがいいでしょう。無理にマイナンバーを取得しようとして、大切なビジネスパートナーを失っては元も子もありません。たとえマイナンバーを取得できなければ、経緯を説明できれば税務署が支払調書を受け取らないことはありませんから」

岩松正記

税理士 ● 著書に「フリーランス、個人事業、副業サラリーマンのための「個人か?会社か?から申告・節税まで」フントクの本音ぶっちゃけます。」「経営のやっはいけない!」などがあり、「ぶっちゃけ税理士」と呼ばれることもある。

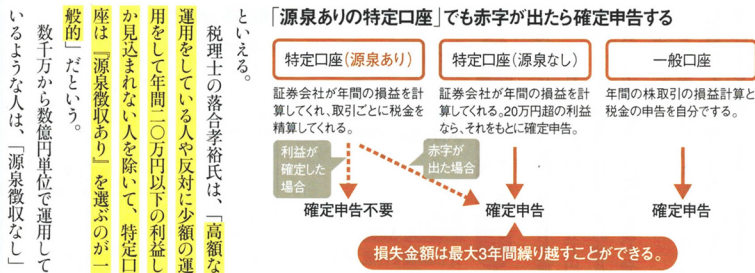
取引で赤字が出たら
申告したほうがお得

株取引の納税方法は、二〇〇三年に証券税制が刷新され、確定申告が義務付けられることになった。その際、一般の投資家に配慮して導入されたのが「特定口座」で、源泉徴収の有無によって二種類ある。

「源泉徴収あり」は、証券会社が株式等の売買損益にかかる税金の計算から納税まで代行してくれるもので、原則的に自分で確定申告する必要はない。ただし、サラリーマンの場合、通常なら税金のからない年間二〇万円以下の利益が出た場合も源泉徴収されてしまい、この分の税金は確定申告により還付を受けることはできない。一方、「源泉徴収なし」は、申告に必要な年間取引報告書は金融機関が作成してくれるが、確定申告は投資家自身ですることになる。そのほか、一般口座では損益計算も確定申告も自分でしなければならない。年間二〇万円以下の利益については、申告をする必要はないのがメリット



二種類のうち「源泉徴収あり」を選べばOK



を選ぶと納税の後送りが出て、運用中の資金繰りは有利になる。とはいえ、これは稀なケースだ。「最終的には誰も納税しなければならぬので、一般投資家は、最初から「源泉徴収あり」を選んだほうが申告の手間を省けます。ただし、売却損が出た場合は、確定申告しないと損を取り戻せません」

上場株式などを売却して、利益よりも損失のほうが大きかった場合、「譲渡損失の損益通算」といって損失金額を最大3年間繰り越すことができる。ただし、これを利用するには確定申告が必要。また、複数の金融機関にまたがって取引している、「A証券の利益とB証券の損失を相殺したい」という場合も申告しないと通算できない。

「株取引で赤字が出た場合は、確定申告すれば、課税所得を下げる事ができるので、翌年以降の住民税も安くなります。株式等の売買で損が出たという人は、税理士に相談するか、証券会社から発行される年間取引報告書をもとに自分で書類を作ったり、忘れずに確定申告しましょう」

マイナンバー制度は、証券投資も無関係ではない。特定口座に限らず、証券会社に口座を持っている人、今後口座開設を予定している人は、マイナンバーを証券会社に通知することが義務付けられたのだ。

具体的には、新規で口座開設する人はもちろん、すでに証券会社に口座を持っている人も一八年末までにマイナンバーを通知する必要がある。また、すでに証券会社に口座がある人で、新たに特定口座、NISA口座、ジュニアNISA口座を開設する場合も、一六年一月からマイナンバーを通知しなければならない。

「証券会社へのマイナンバー提示の義務付けは、国が申告漏れを把握する目的で、納税手続きに変更はありません。これまで通り、源泉ありの特定口座を利用してれば、それで納税は完結しますし、赤字が出た場合は確定申告で損益通算すればいいだけです」

ただし、確実に申告漏れは見つかりやすくなる。とくに、特定口座ではなく、一般口座で取引している人などで、利益が出て申告を忘れていたり、修正申告を求められる可能性もある。所得税は、追徴課税が課せられることもあるので要注意だ。

落合孝裕

税理士・CFP。大手食品会社を退職後、1996年落合会計事務所を開設。「決算書の読み方が面白いほどわかる本 数字がわからなくても「決算書のしくみ」を読み解くポイント35」「相続と節税のキモが2時間でわかる本」など著書多数。

Kayoko Mamada



複数のPCがあれば、一台を経費にできる。

FXで利益が出たら、原則、確定申告をしなければならぬ。株式のように特定口座で源泉徴取をする仕組みがないからだ。これまで「大した利益じゃないから、申告しなくてもバレないだろう」と思っていた人も、マイナンバー導入後は、税務署に指摘される可能性が高まる。

FXの取引で得た利益は、FX会社を通じて税務署に支払調書が提出されている。そこにマイナンバーが記載されるようになれば、即座に個人を特定できるからだ。

FXの利益を申告せず、税務署に指摘されると、ペナルティが科される。一つは無申告加算税だ。本来の税額が五〇万円までの場合は一五%、五〇万円を超える部分は二〇%となる。もう一つは延滞税。本来の税額に対して、納期限から二ヶ月間は年七・三%（二〇一五年は年二・八%）、それ以降は、年四・六%（二〇一五年は年九・一%）となる。

とくに悪質と判定

悪質な場合は最大一・四倍の「重加算税」も

新聞沙汰になった! 過去の主なFX絡みの脱税事例

年	職業・年齢	所得	脱税額	支払い額
2007	主婦(59)	約4億4000万円	約1億3900万円	罰金 約3400万円 (総額 約3億1900万円)
2008	元小学校長(72)	約3億1200万円	約1億765万円	罰金 約3200万円 (追徴税額 約1億4500万円)
2008	無職(77)	約1億8000万円	約5700万円	罰金 約1300万円
2009	金属スクラップ業社長(33)	約4億5000万円	約1億6000万円	罰金 約6200万円 (総額 約29億1000万円)
2013	会社役員(38)	約3億6400万円	約1億3800万円	罰金 約3500万円

※年齢は事例公表年のもの。新聞報道などをもとに編集部作成。

された場合には、四〇%の重加算税が加算されるケースもある。

FXの利益は、申告分離課税となる「先物取引に係る雑所得等」に分類される。会社員の場合には、年収二〇〇〇万円以下で、一カ所のみから給付を受け取っている場合、二〇万

FXの必要経費として認められる可能性もあり!?

通信費 電話代・プロバイダ料金	新聞・図書費 書籍・雑誌・専門誌などの代金
機材、事務用品購入費 パソコンの減価償却費、FXに使用した筆記用具の代金	セミナー受講費 FX取引にかかわるセミナー等への参加費や往復の交通費・宿泊費
会議費 取引先会社との打ち合わせ費用	各種手数料 FXにかかわる振込手数料など

円以下の雑所得は申告不要。FXの利益も年間二〇万円を超える場合のみ、申告が必要となる。

税金の計算方法は、「FXの利益 - 必要経費 × 税率」となる。税率は一律二〇%で本人の年収やFXの利益額によって変わることはない。

6 FXで大儲け、確定申告しないと脱税で逮捕されるか

問題は、どこまで必要経費が認められるのかだ。具体的な規定はなく、最終的には税務署の担当者の判断にゆだねられる。儘田佳代子税理士はこう解説する。

「税法上の規定では、「直接要した費用」という表現になっています。売買手数料やFX関連の図書購入費などは問題なく認められると考えるとよいでしょう」

パソコン代やインターネット接続料はどうか。

「パソコンなら二台以上あれば、一台をFX用として申告が可能ですが、一台しかない場合は利用時間などで案分する方法があります」

ただし、認めてもらうには、それを証明できるようにすることが重要。「メモ書きでも構いませんので、どのくらいの時間を使ったのか、記録を残しておくことです」

FXで利益を得ている専業主婦は、注意が必要だ。他に収入がなければ、経費を差し引いたFXの利益が基礎控除の三八万円を超えた場合に確定申告が必要となる。三八万円を超えるだけでなく、夫が配偶者控除を受けることができなくなり、夫の所得税も増えることになる。

儘田佳代子

税理士・1級ファイナンシャルプランニング技能士・宅地建物取引士・大手税理士法人、外資系生命保険会社、子代田パートナーズ会計事務所を経て、儘田佳代子税理士事務所を開設。監修に『株FX投資信託一歩トクする確定申告 平成28年3月15日申告分』など。



所得にかかわらず
税率は二〇・三二五%

配当金は、原則的には総合課税の対象で、二〇〇二年までは他の所得と合わせて確定申告をすることになっていた。だが、〇三年の新証券税制への移行時に「確定申告不要制度」がつけられ、さらに〇九年には他の所得と分けて計算する申告分離課税も利用できるようになった。そのため、現在は三つの課税方法から、有利な課税方法を選ぶことが可能になっている。

①確定申告不要制度……確定申告を行わず、税率二〇・三二五(※)の源泉徴収だけで納税を完了。

②総合課税……配当金を他の所得と合計して、確定申告をして超過累進税率によって所得税額を計算する。一定の配当控除が適用される。

③申告分離課税……配当金を他の所得と合算させずに、確定申告して税金を計算。上場株式譲渡損失との損益通算ができる。

それぞれにメリット、デメリット

「課税所得六九五万円」が損得の分岐点になる

配当金は「3つの課税方法」から選べる

- 1 確定申告不要制度**……株式の配当等(配当所得)は、確定申告をしないで源泉徴収のみで済ませることができる

〈上場株〉発行済株式総数の3%以上を保有する大口株主以外の配当金。
〈非上場株〉1銘柄について1回に支払いを受ける金額が、年回の場合は10万円以下、年2回の場合は5万円以下の少額配当。
- 2 総合課税**……ほかの所得と合算して税金を計算する。配当控除あり(例えば課税所得100万円以下、12.8%)。
- 3 申告分離課税**……株やETF、株式投資の損失と配当金を損益通算できる。

↓ 確定申告をする場合は以下のいずれかを選択

があるが、手間がかからないのは①の確定申告不要制度だ。「上場株式等の配当金で、持ち株割合が3%未満の人」(「非上場株の配当金が、1銘柄年間一〇万円以下」)なり、確定申告なしで納税が完了する。この制度の利用においては、今後、マイナンバーがはじまっても影響を受けることはない。

税理士の落合孝裕氏は、「所得税率が一定以上の人は、確定申告不要制度を利用したほうが節税できるケースが多い」という。

現在、所得税と住民税を加えると税率は一五・五五%の七段階の超過累進課税となっている。②の総合課税を利用すると、その他の収入と合算して配当金にも累進税率が適用されることになる。

「課税所得が六九五万円を超えた場合に総合課税を利用すれば、税率は配当控除と復興特別所得税を考慮して、合計で二〇・六八%以上になります。一方、確定申告不要制度を利用すれば、配当所得の税率を一律二〇・三二五%と税金を抑えることができます。税率はわずかな差とはいえ申告をせずに手間がかからないのは大きなメリットです」

六九五万円を超えるかどうか、が、確定申告不要制度を利用する際の一つの分岐点になるわけだ。

また、夫の扶養に入っているパートナー主婦なども、確定申告不要制度を利用したほうが得するケースもある。妻の収入が年間一〇三万円以下であれば夫は三八万円の配偶者控除を受けられることができる。

妻のパート収入一〇三万円に加えて、配当収入五〇万円があるケースで考えてみよう。まず、給与所得控除六五万円を差し引くと妻の所得は三八万円になる。妻が配当金を年間五〇万円受け取ったとしても、確定申告不要制度を利用すれば、所得が合算されることはないのです。夫は配偶者控除を受けることができます。

同じケースで総合課税を選ぶとどうなるのか。確定申告することで、妻の配当所得は所得税・住民税合計で一五%の税率が適用され、配当控除なども考慮すると約六・五万円の還付金を受け取ることができる。ただし、妻の所得は八八万円となるため、夫は配偶者控除を受けられなくなる。夫の課税所得が三三〇万1六九五万円以内で所得税率が二〇%の場合には、配偶者控除三八万円の分約七・六万円の増税となり、夫婦単位で考えると損してしまうのだ。

「妻がまったく収入のない専業主婦で、株式等の配当収入が三八万円未満なら、妻が確定申告をしても夫は配偶者控除を受けられます。所得や配当金の額、家族構成などによって有利な方法が変わるわけです」

落合孝裕

税理士、CFP。大手食品会社を退職後、1996年落合会計事務所を開設。「決算書の読み方が面白いほどわかる本 数字がわからなくても「決算書のしるみ」を読み解くポイント35」「相続と節税のキモが2時間でわかる本」など著書多数。